

一関市合宿促進補助金交付要綱

(目的)

第1 市民のスポーツ及び文化芸術の水準の向上並びにスポーツ及び文化芸術を通じた市外の地域との交流を促進するため、市外の学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部及び高等部、大学並びに高等専門学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生で構成するスポーツ系及び文化系の団体（学校等において部と認められた団体に限る。以下「学校等の部」という。）が市内で合宿を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる合宿（以下「補助対象事業」という。）は、学校等の部が市内に宿泊してスポーツ又は文化芸術の技術等（以下「技術等」という。）の向上を目的に行う次に掲げる事業とする。

(1) 市民を対象とした交流活動（以下「交流活動」という。）を伴う事業（期間中に下記アからウの交流活動をいずれか1回でも実施する）

ア 市民に向けた練習の公開や技術等の解説（講習会、発表会及び展示会など）

イ スポーツ又は文化芸術活動を通じた市民との交流活動（合同練習・練習試合など）

ウ その他市民のスポーツ又は文化芸術の振興を促進すると市長が認める活動

(2) 交流活動を伴わない事業（交流活動を実施しない）

2 前項の事業は次の各号の要件のいずれも満たすものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を営む市内の施設に宿泊すること。ただし、市長が不相当と認める施設を除く。

(2) 前号の施設に連続して2日以上宿泊し、滞在期間中の生徒又は学生、指導者及び世話人の延べ宿泊者数が20人以上であること。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 政治的又は宗教的な活動を目的とするとき。

(3) 市又は市の関連団体（市から補助金等を受けている団体をいう。）から合宿関連事業への補助金等の交付を受けているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

4 同一の学校等の部の合宿が2箇所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、一の補助対象事業とする。

(対象経費、補助額等)

第3 補助金の交付対象となる経費は、交通費又は宿泊費のいずれかとし、その補助額及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象経費	事業区分	補助額	補助限度額
1 交通費(他の合宿地を経由する場合は、他の合宿地からの経費とする。) (1) 学校等からの往復の鉄道賃、船賃、車賃、航空賃 (2) バス等の借上料	(1) 交流活動を伴う事業	対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てた額)	宿泊者1人当たり2万円を上限とし、総額で40万円を限度とする。
	(2) 交流活動を伴わない事業	対象経費の3分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てた額)	
2 宿泊費	(1) 交流活動を伴う事業	延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額	
	(2) 交流活動を伴わない事業	延べ宿泊者数に500円を乗じて得た額	

2 市内の児童、生徒又は市民を対象とした技術等の向上のための指導を行う事業を行う場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号の額を前項の補助額に加算する。ただし、10万円を限度とする

(1) 学校等の部の指導者等による指導 当該指導者等1人1時間当たり4,000円以内の額

(2) 大学の学生による指導 当該学生1人1時間当たり2,000円以内の額

(補助事業の経費の配分及び内容の変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の交付対象となる経費の額の2割以内の変更とする。ただし、補助金の額に変更が生じる場合は、この限りではない。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期限)

第6 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表のとおりとする。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第6関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第4条の規定による書類	合宿促進補助金交付申請書 1 合宿事業計画書 2 予定表又は行程表 3 合宿参加者名簿 4 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号	1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	合宿促進補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 合宿変更事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類	第3号 第2号	1部 1部	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	合宿促進補助金請求書 1 合宿補助金実績報告書 2 合宿実績内訳書 3 宿泊証明書 4 技術等向上のための指導調書 5 その他市長が必要と認める書類	第4号 第5号 第2号 第6号 第7号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。